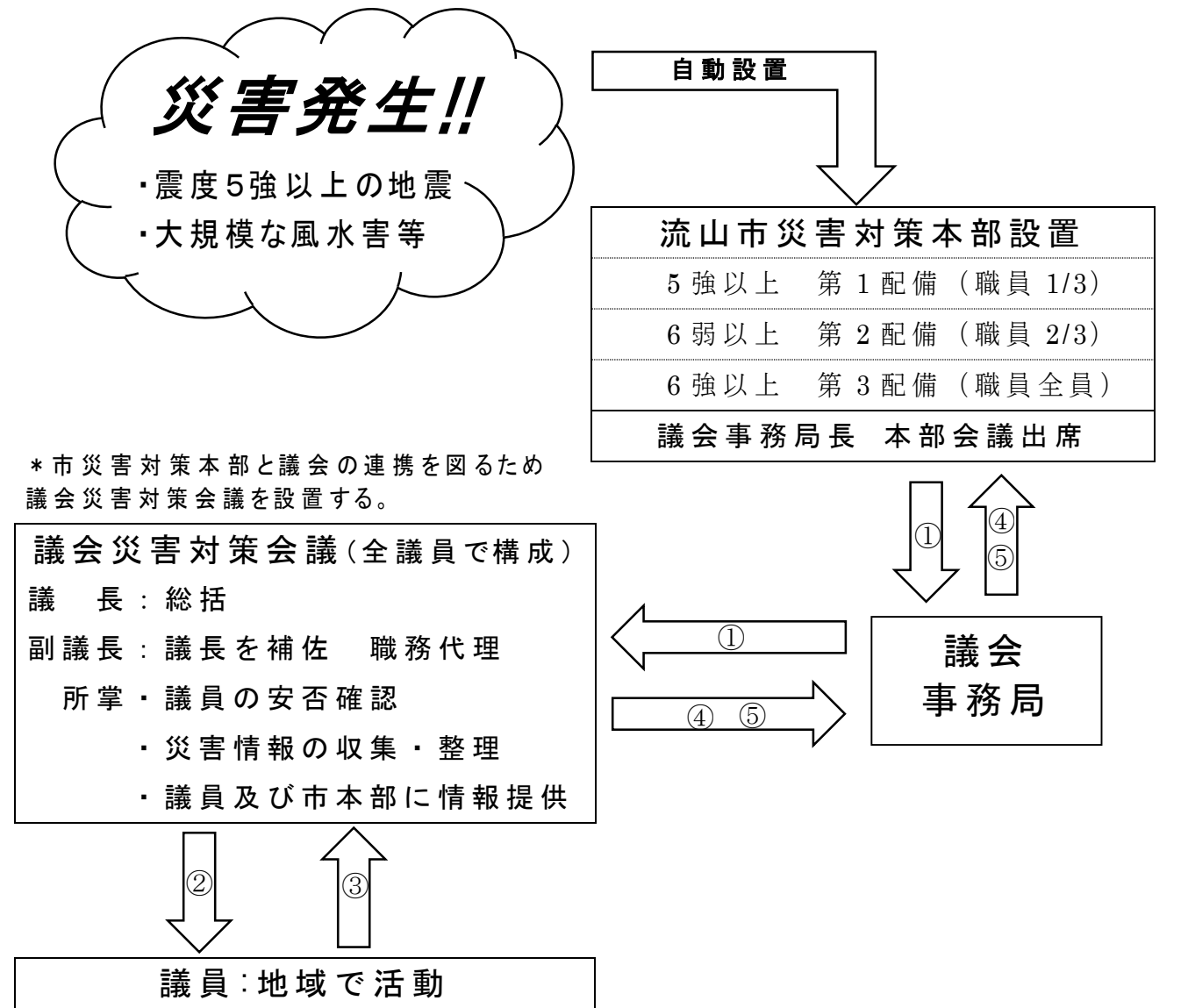


流山市議会災害発生時対応フロー図



*市災害対策本部と議会の連携を図るため議会災害対策会議を設置する。

流山市議会災害対応マニュアル

1 災害発生時について

- (1) 大規模災害が発生した時は、議員は議会事務局に発災後24時間以内に安否(自身及び家族の安否、自宅周辺の被害、自身の連絡先等)を報告する。
- (2) 議員は、各地域において住民の安全確保等地域活動に従事するとともに、安心メール等で災害情報全般を把握する等、地域の被害情報や必要な支援策等の把握に努める。
- (3) 議員は、地域活動を通して把握した地域の被災状況や必要な支援策等を、議会災害対策会議に報告する。
- (4) 議会災害対策会議から参集指示があった時は、議員は防災服又は防災活動に支障のない安全な服装とし、自身の食料や飲料水等を携行し、自動車以外の方法で参集する。
- (5) 災害情報の確認や市災害対策本部への要望、提言等は、緊急の場合を除き、議員個人や会派としては行わず、議会災害対策会議として行うものとする。

議会事務局の連絡先

1	電話	04-7150-6099
2	FAX	04-7150-2863
3	メール	gikai@city.nagareyama.chiba.jp

※上記連絡先が使用できない場合などは、下記の番号、アドレスに連絡します。

- 1 議会事務局① 電話 メール
- 2 議会事務局② 電話 メール

*流山市では、市内で震度5強以上の地震や大規模な風水害等が発生した場合は、市災害対策本部を設置することを流山市地域防災計画で規定しています。

*流山市議会は、流山市災害対策本部が設置された場合、議長の総括のもと、市本部との連携を図るため、自動的に議員全員によって構成される議会災害対策会議を設置します。

*議会災害対策会議は市災害対策本部の廃止と同時に廃止とします。